

Q&A（従業員の皆さまから寄せられたよくある質問とご回答）

未払給与・退職金・解雇予告手当（一般従業員）編

（医師の方は近日中に掲載予定の「医師の皆さま編」をご確認ください）

本Q&Aは、債権者の皆さまから特に多くお問い合わせをいただいている質問について、整理・分類した上で、「未払給与・退職金・解雇予告手当（一般従業員）」に関するご回答を掲載しています。以下では、医療法人社団美実会及び一般社団法人八桜会をあわせて「破産者ら」といいます。

第1 未払給与

Q1-1 独立行政法人労働者健康安全機構（以下「機構」といいます。）による立替払制度を利用したいです。

A1-1 立替払いを受けていただくには、破産管財人による証明書が必要であり、現在、皆さまの未払給与の計算を進めるとともに、必要な書類を準備中です。準備でき次第、皆さまにご案内いたしますので、もうしばらくお待ちください。

また、本件は、従業員数が極めて多数であるため、立替払いの申請に先立ち、機構において事前審査を行うこととなっています。

したがって、必要書類を皆さまにお送りするのは、令和7年2月上旬以降となる見込みです。

Q1-2 機構による立替払いは、手当も含めて未払給与の全額が支払われるのですか。インセンティブ手当は対象となりますか。

A1-2 立替払いの対象となる未払賃金及び立替払いされる金額は以下のとおりです。

【立替払いの対象となる未払い賃金】

退職日の6か月前の日から機構に対する立替払請求の日の前日までの間に支払期日が到来している「定期賃金」及び「退職手当」（ただし、未払賃金総額が2万円未満のときは対象外です。）。なお、解雇予告手当は対象となりません。

【立替払いされる金額】

未払い賃金総額の8割相当額であり、かつ、退職日における年齢によって、以下のとおり、上限額が定められております。

退職日における年齢	未払賃金総額の上限 (退職金を含む)	立替払いの上限 (退職金を含む)
45歳以上	370万円	296万円
30歳以上45歳未満	220万円	176万円
30歳未満	110万円	88万円

インセンティブ手当を含めた各種手当が立替払いの対象となる「定期賃金」に含まれるか否かは、現在確認中です。

対象者の皆さまに対しては、Q1-1のとおり、令和7年2月上旬以降、個別にご連絡を差し上げますので、もしばらくお待ちいただけますと幸いです。

未払賃金立替払制度の対象となる手当については、機構のホームページ (<https://www.johas.go.jp/tabid/687/Default.aspx>) も、ご参考ください。

Q1-3 有給休暇を消化したいです。できない場合は買い取っていただきたいです。

A1-3 退職後に有給休暇を取得することはできません。

また、雇用者である破産者らにおいて、有給休暇を買い取る法令上の義務はなく、本件においても対応いたしかねます。なお、仮に、有給休暇の買い取り代金が発生する場合であっても、有給休暇の買い取り代金は、立替払いの対象となる「定期賃金」には含まれません。

Q1-4 給与明細を送ってください。

A1-4 令和6年12月25日以降、奉行クラウドにてご確認いただけるようにいたしますので、いましばらくお待ちいただきたく存じます。なお、Q1-1及びQ1-2のとおり、未払給与の全額が立替払いの対象となるものではないことはご理解いただけますと幸いです。

## 第2 退職金

Q2-1 退職金は支払われますか。

A2-1 立替払いの対象となり、前記Q1-2の【立替払いされる金額】の範囲で立替払いがなされます。但し、破産者らにおける退職金が法的な請求権として認められ、立替払いの対象となるか否かについては、立替払い制度の対象となるか否かにつきましては、現在確認中となります。立替払い制度の対象となった場合、対象者の皆様には、Q1-1のとおり、令和7年2月上旬以降にご案内をいたします。

退職金の金額についても、現在、算出中ですので、いましばらくお待ちいただけますと幸いです。

Q2-2 私は、株式会社エム・シーネットワークスジャパン（以下「MC」といいます。）から八桜会に転籍する際に、退職金は、八桜会の退職金制度に加入すること、勤続年数はMCの入社時から通算されること、支払は八桜会から支払われることの説明を受け、転籍に同意しました。退職金はどのように計算されますか。

A2-2 当該事情について、破産管財人としても把握しており、詳細については現在確認中です。

こちらについても、対象者の皆様にはQ1-1のとおり、令和7年2月上旬以降、個別にご連絡を差し上げますので、もうしばらくお待ちいただけますと幸いです。

### 第3 解雇予告手当

Q3-1 解雇予告手当は支払われるのですか。

A3-1 従業員の皆さまに対する解雇予告手当は、立替払い制度の対象にはならず、破産者らに対する債権として破産手続の中で取り扱われます。

破産者に対する債権は、破産法上、大きく「財団債権」（公租公課や労働債権など）と「破産債権」（一般の取引債権など）に分けられ、財団債権が破産債権に優先します。解雇予告手当は、裁判所の許可を受けた場合には、前者の財団債権として取り扱われることとなります。

ただし、本件では、現時点においては、税金の未納などを含め、財団債権の金額が大きく、破産財団（破産者らの資産）を上回ることが予想され、解雇予告手当を含む財団債権全てに対する弁済が困難な状況ですので、弁済できる時期や金額などは未定です。今後、破産財団の収集状況、財団債権全体の金額などを勘案した上で、方針が決まりましたら、改めてご連絡等いたしますが、ご連絡までには数か月程度かかると見込んでおりますので、いましばらくお待ちいただけますようお願いいたします。